

長野県ヤングケアラーオンラインサロン企画・運營業務委託仕様書（案）

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一が委託する「長野県ヤングケアラーオンラインサロン企画・運營業務」（以下「本事業」という。）に適用する。

2 趣旨

本事業は、県が民間団体にヤングケアラーオンラインサロン企画・運營業務を委託することにより、長野県内のヤングケアラー及び若者ケアラー当事者のオンラインによる集いの場を設けて、気軽に相談して語り合う機会を創出する。また、メンターとしてケアラー経験者である大学生等が参加して、助言や指導を促進する。

3 関係法令

本事業の実施に関しては、本仕様書及び提案書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) 他機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
（厚生労働省：令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
- (4) その他関係法令及び通達

4 委託期間

委託期間は令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

5 変更の対象

- (1) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (2) その他の変更契約については双方の協議により決定する。

6 その他

仕様書に記載なき事項等で疑義が生じた場合は協議のうえ定める。

第2章 事業内容

7 委託事業の内容

(1) 業務内容

原則として、長野県内のヤングケアラー・若者ケアラー当事者がオンライン上に集まるヤングケアラーオンラインサロンを設置し、以下を行う。

なお、事業遂行上必要となる人件費、運営費等一切の経費は、委託料に含むものとする。

① サロン前

- ・ サロン参加者募集に係る広報啓発の企画・実行
- ・ 参加申込フォームをインターネット上に作成、事前申込の受付
- ・ メンターとして参加するケアラー経験者（大学生等）に対する助言や指導
- ・ 日程調整、当日の進行役及びメンターの調整や打合せ及び参加者への開催日時等の連絡

② サロン当日

運営全般

- ③ サロン後
 サロンの次回開催日程の周知、受講状況の整理
- (2) サロン概要
 サロンの概要は以下の①から⑤までとする。
 - ① 実施時期、回数
 令和5年10月から令和6年2月までの間、3回を目安として実施する。
 なお、1回当たりの時間が概ね60分から90分とする。
 - ② 実施方法
 オンラインによる開催
 - ③ 対象者
 原則として長野県内のヤングケアラー及び若者ケアラー
 - ④ カリキュラム
 長野県内のヤングケアラー及び若者ケアラーが、当事者同士またはメンターと交流し、
 悩みを打ち明け、気軽に話せるサロンとする。
 - ⑤ ヤングケアラーコーディネーターとの連携
 オンラインサロン参加者には具体的な相談支援を希望する者が出てくることが予想さ
 れるため、常にヤングケアラーコーディネーターと連携を図ること。
- (3) 留意事項
 業務の実施に当たり、日程調整、進行役及びメンターの選定等の業務は、随時、県と協
 議して行うこと。
 また、オンライン以外の方法での実施を検討する場合にも、事前に県と協議をすること。
- (4) 開催内容等の報告
 サロン開催後15日以内に業務完了報告の様式により、開催状況を次世代サポート課へ報
 告する。また、業務完了報告時に限らず、求めがある場合には別に定める様式により報告
 を行うものとする。

第3章 その他

8 事業実施に当たっての遵守事項

- (1) 個人情報の保護
 受託者が事業を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律
 (平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第
 38号)の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の
 個人情報の保護に努めなければならない。
- (2) 守秘義務
 受託者は、事業上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したり
 することはできない。委託事業期間終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書について
 - ① 参加者本人または家族等が支援を希望し、支援関係機関につなぐ必要がある場合は、
 別に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」を事前に参加者本人及び家族等から徴
 取し、支援関係機関において情報を共有することについての承諾を得ること。
 - ② 参加者本人または家族等の了承が得られない場合等は、参加者本人と十分相談の上、
 情報を取り扱うこと。

(4) その他

- ① 事業の実施に支障が生じる場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- ② 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- ③ 委託期間終了後は、関係書類を県へ引き継ぐこと。